

平成17年10月1日から

広島県の事務・権限の一部が、平成17年4月・6月移譲分に続いて

「三次市」に移譲され、事務の「担当窓口」が変わります

ご不明な点は、下記の窓口までお問い合わせください

三次市に移譲された事務	事務の担当窓口		備考
	平成17年9月30日まで 広島県	平成17年10月1日から 三次市	
大気汚染防止法に関する事務 (ばい煙・粉じん発生施設の設置届出受付、事故時の状況報告の受付など)	広島県備北地域事務所 厚生環境局 環境管理課 TEL:0824-63-5181(代)	市民生活部 かいてき環境室 環境保全グループ TEL:0824-62-6136 FAX:0824-62-6137 e-mail kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp	特定粉じん排出等作業の実施の届出及び特定施設設置者による自主測定の結果報告については、従来どおり備北地域事務所が担当窓口です。
水質汚濁防止法に関する事務 (特定施設の設置届出受付、事故時の状況報告の受付など)			
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する事務 (公害防止統括者選任の届出受付など)			
ダイオキシン類対策特別措置法に関する事務 (特定施設の設置届出受付、事故時の状況報告の受付など)			
広島県生活環境の保全等に関する条例に関する事務 (ばい煙・粉じん・汚水等関係特定施設設置の届出等受付、事故時の報告受付など)			
一般廃棄物処理施設に関する事務 (一般廃棄物処理施設の設置許可など)			市民生活部 資源リサイクル室 TEL:0824-66-3449 FAX:0824-66-3168 e-mail shigen@city.miyoshi.hiroshima.jp
第二種社会福祉事業の許可等に関する事務			三次市 福祉事務所 まごころ福祉室 TEL:0824-62-6146 FAX:0824-62-6285 e-mail fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp
保護施設の運営指導に関する事務			
児童福祉施設の設置認可等に関する事務 (保育所)			子育て支援局 のびのびこども室 はいくグループ TEL:0824-62-6147 FAX:0824-62-6300 e-mail kodomo@city.miyoshi.hiroshima.jp
児童福祉施設の指導監督に関する事務 (保育所[認可外を含む])			
児童福祉施設の設置認可等に関する事務 (児童厚生施設)			子育て支援局 すくすく育児支援室 子育て支援グループ TEL:0824-62-6148 FAX:0824-62-6300 e-mail ikujj@city.miyoshi.hiroshima.jp
児童福祉施設の指導監督に関する事務 (児童厚生施設)			
墓地埋葬等に関する事務		市民生活部 かいてき環境室 環境保全グループ TEL:0824-62-6136 FAX:0824-62-6137 e-mail kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp	
生活衛生営業(旅館業法)に関する事務	厚生環境局・保健所 生活衛生課 環境薬事係 TEL:0824-63-5181(代)		

三次市に移譲された事務	事務の担当窓口		備考
	平成17年9月30日まで	平成17年10月1日から	
	広島県	三次市	
生活衛生営業(公衆浴場法)に関する事務	広島県備北地域事務所 厚生環境局・保健所 生活衛生課 環境薬事係 TEL:0824-63-5181(代)	三次市 市民生活部 かいてき環境室 環境保全グループ TEL:0824-62-6136 FAX:0824-62-6137 e-mail kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp	
生活衛生営業(興行場法)に関する事務			
生活衛生営業(理容師法)に関する事務			
生活衛生営業(美容師法)に関する事務			
生活衛生営業(クリーニング業法)に関する事務			
建築物の衛生的環境の確保に関する事務			
温泉に関する事務 (利用許可,成分等掲示届出の受付,立入検査)			
家庭用品の衛生に関する事務			
水道に関する事務 (専用水道,簡易専用水道)			
火薬類取締法に関する事務 (火薬類の製造・販売営業の許可など) 事務の詳細は,別表1のとおり	県民生活部 保安室 火薬・危険物グループ TEL:082-513-2790	備北地区消防広域行政組合 消防本部 予防課 TEL:0824-63-1191(代) FAX:0824-63-3446 e-mail bihoku@119-bihoku.jp	
高圧ガス保安法に関する事務 (高圧ガスの製造,貯蔵所の許可・届出受付など) 事務の詳細は,別表2のとおり	県民生活部 保安室 高圧ガスグループ TEL:082-513-2791		
社会福祉法人の指導監督等に関する事務 対象は別表3の範囲内の事業を行う法人に限る	福祉保健部地域福祉室法人指導検査担当ほか TEL:082-513-3149	福祉事務所 マネージメントチーム TEL:0824-62-6144 FAX:0824-62-6285 e-mail fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp	
保護施設の設置認可等に関する事務	福祉保健部社会援護室生活保護グループ TEL:082-513-3148	福祉事務所 まごころ福祉室 社会福祉グループ TEL:0824-62-6146 FAX:0824-62-6285 e-mail fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp	
養護老人ホーム等の設置認可等に関する事務	福祉保健部高齢者支援室施設グループほか TEL:082-513-3201	福祉事務所 いきいきシルバー室 高齢者福祉グループ TEL:0824-62-6145 FAX:0824-62-6285 e-mail shiruba@city.miyoshi.hiroshima.jp	
児童福祉施設の設置認可等に関する事務 (助産施設)	福祉保健部こども家庭支援室児童グループ TEL:082-513-3167	子育て支援局 すくすく育児支援室 子育て支援グループ TEL:0824-62-6148 FAX:0824-62-6300 e-mail ikuji@city.miyoshi.hiroshima.jp	
児童福祉施設の指導監督に関する事務 (助産施設,母子生活支援施設)			

別表1 火薬類取締に関する事務

火薬類製造、販売営業に係る許可・届出の受付等に関すること
火薬庫設置許可等に関すること
火薬類製造施設、火薬庫の完成検査に関すること
火薬類譲渡、譲受、消費に係る許可・届出の受付等に関すること
火薬類輸入、廃棄に係る許可・届出の受付等に関すること
危害予防規程、保安教育計画に関する認可等
火薬類製造施設、火薬庫の保安検査に関すること
上記に関連する立入検査、行政措置等に関すること

上記以外の事務(広域的な処理が必要な事務等)については引き続き県が実施します。

県が実施する事務の例

- ・ 保安責任者免状に関すること
- ・ 指定試験機関に関すること
- ・ 指定完成検査機関及び指定保安検査機関に関すること 等

別表2 高圧ガス保安法に関する事務

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費に係る許可、届出の受付等に関すること(コンビナート等保安規則の特定製造事業所に係るものを除く。)
に関連する完成検査・保安検査及び保安統括者等の選・解任届出の受付等に関すること
高圧ガス等の輸入検査に関すること
上記に関連する施設等が危険な状態になった旨の届出及び事故届の受付等に関すること
上記に関連する立入検査、改善命令等の行政措置に関すること

上記以外の事務(広域的な処理が必要な事務等)については引き続き県が実施します。

県が実施する事務の例

- ・ コンビナート等保安規則の特定製造事業所における高圧ガスの製造に係る許可、届出の受付等に関すること(特定製造事業所の完成・保安検査及び保安統括者等の選・解任届出の受付等に関することを含む)
- ・ 指定完成(輸入、保安)検査機関の指定に関すること
- ・ 製造保安責任者等の試験及び免許の交付に関すること
- ・ 容器検査、容器検査所の登録等の容器に関すること
- ・ 上記に関連する立入検査、改善命令等の行政措置に関すること

別表3 社会福祉法人の指導監督等に関する対象法人

- 次の事業活動以外のものを行なう法人は除く。また、事業区域が三次市の区域外にかかるものは除く。
- ・ 第二種社会福祉事業(精神保健福祉法関係施設を除く。)のみを経営する法人
 - ・ 保護施設(第一種社会福祉事業)を経営する法人
 - ・ 老人福祉施設(第一種社会福祉事業)を経営する法人